

指定校変更（中学校・義務教育学校後期課程）

			王子桜中学校	十条富士見中学校	明桜中学校	堀船中学校	稲付中学校	赤羽岩淵中学校	桐ヶ丘中学校	浮間中学校	田端中学校	滝野川紅葉中学校	飛鳥中学校	都の北学園（後期課程）
1	身体的事由	身体障害等により、通学条件、学校環境を配慮する必要がある場合、また、長期かつ頻繁な通院治療のため病院から最も近い学校へ通学する必要がある場合	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	転居	おおむね1年以内に転居することが確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	家庭環境	兄弟姉妹が在籍している学校に通学を希望する場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		保護者の就労等の理由により下校後の帰宅先が保護者の就労先（自営業等）で、その住所地の指定校に通学することがやむを得ないと認められる場合	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	教育的配慮	小中学校又は義務教育学校におけるいじめ・不登校等のため指定校に通学することが困難な場合など、教育的配慮が特に必要であると判断される場合	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる小学校を卒業する場合で、その複数の中学校の中のいずれかの中学校を希望する場合（基準番号6に該当する場合を除く）	-	西丘※2			桐郷※2		赤羽※2			王二※2		
6	学校ファミリー	指定された中学校（義後※1含む）が卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校（義後※1含む）と異なる場合に、当該サブファミリー内の中学校（義後※1含む）を希望する場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	部活動等	指定校の中学校（義後※1含む）に希望する部活動がない場合	※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	その他	その他、教育委員会が特に必要と認める事情がある場合	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1(義後)…義務教育学校後期課程
 ○：制限なし
 -：制限あり
 斜線：該当なし

※2(教育的配慮)…記載の小学校を卒業する場合で、同基準に該当

※3(王子桜・部活動)…ラグビー部に限り可

※4…「転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合」については、新入学における指定校変更の対象外であることから、本表では記載しておりません。

区域外就学（中学校・義務教育学校後期課程）

			王子桜中学校	十条富士見中学校	明桜中学校	堀船中学校	稲付中学校	赤羽岩淵中学校	桐ヶ丘中学校	浮間中学校	田端中学校	滝野川紅葉中学校	飛鳥中学校	都の北学園（後期課程）
1	身体的事由	身体障害等により、通学条件、学校環境を配慮する必要がある場合、また、長期かつ頻繁な通院治療のため病院から最も近い学校へ通学する必要がある場合	-	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○
3	転居	おおむね1年以内に転居することが確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	家庭環境	兄弟姉妹が在籍している学校に通学を希望する場合	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○
		保護者の就労等の理由により下校後の帰宅先が保護者の就労先（自営業等）で、その住所地の指定校に通学することがやむを得ないと認められる場合	-	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○
6	学校ファミリー	指定された中学校（義後※1含む）が卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校（義後※1含む）と異なる場合に、当該サブファミリー内の中学校（義後※1含む）を希望する場合	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○
8	その他	その他、教育委員会が特に必要と認める事情がある場合	-	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○

※1(義後)…義務教育学校後期課程
 ○：制限なし
 -：制限あり
 斜線：該当なし

※2…「転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合」については、新入学における指定校変更の対象外であることから、本表では記載しておりません。